

平成 28 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 28 年 4 月 18 日 (月) 14 時 00 分～14 時 54 分
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、山井、井上、三屋の各副本部長
佐藤、星、高山、緒方、白砂、河野、河原、明比、土江、伊藤、三和、神谷、
宗像、工藤の各常任委員 計 18 名
〈欠席(委任)〉望月、原、富田、岡本の各常任委員 計 4 名
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会
議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)
〈事務局〉河内事務局長、小林部長、菊地課長、栗原課長代理
他少年団課員 7 名

議事に先立ち、4 月 1 日から就任された東海ブロック選出の白砂常任委員からご挨拶の後、河野常任委員が 2015 年度ミズノスポーツメントール賞を受賞されたことを報告《資料 No.11》するとともに、人事異動に伴う事務局職員を紹介。《資料 No.13》

その後、設置規程第 18 条第 2 項により、坂本本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

(1) 運動適性テスト検討ワーキンググループ(仮称)の編成について《資料No.1》

運動適性テストのテスト項目等の見直しについて具体的な検討を進めるため、富田活動開発部会長を班長とする「運動適性テスト検討ワーキンググループ(仮称)」を編成することについて諮り、これを承認。

今後、平成 28 年度に内容を検討、29 年度に内容の修正、30 年度に内容の周知をし、平成 31 年度からの改定実施とするスケジュール案を確認。

(2) 全国スポーツ少年大会開催基準要項の改定(追加)について《資料No.2》

本年 3 月 4 日付けでスポーツ庁の設置に伴う改定を行った全国スポーツ少年大会開催基準要項について、「10.大会の式典」の項において、改定すべき箇所が 1 箇所修正されていなかったことを説明し、本年 3 月 4 日に遡って改定することについて諮り、これを承認。

(3) 第 38 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会について《資料No.3》

事務局から資料に基づき、8 月 5 日から 8 日までの 4 日間の日程で、滋賀県彦根市を中心として開催する第 38 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の実施要項について説明の後諮り、これを承認。

なお、4 月 28 日に開催される実行委員会において、実施要項の一部に変更等が生じた場合の対応については、坂本本部長と実行委員会に出席する井上副本部長に一任とする旨を併せて諮り、これを承認。

<昨年度からの主な変更点>

- ・ 野球教室について

これまで大会期間中の野球教室において協力をいただいていた読売新聞社が同時期に福

鳥県いわき市にて開催される U-15 軟式野球世界大会へ人員等の支援を行うため、本年度の本交流大会へ協力することが難しい旨の申し出があったことから、野球教室については、全日本軟式野球連盟、滋賀県スポーツ少年団、滋賀県軟式野球連盟と連携を取りながら、プロ野球 OB 会へ協力依頼を行うなど、実施に向けた準備を進めている。

- ・ 本交流大会が「公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団」の助成対象として認められた。

(4) 2016 年日中青少年スポーツ指導者交流日本団について《資料なし》

本交流は派遣と受入を隔年で実施しており、本年度は団長・総務各 1 名、指導者 8 名の計 10 名を中国に派遣する予定であり、10 月中に派遣できるよう、現在、中華全国体育総会と調整を進めている旨を説明の後、派遣日程、団長・総務の人選並びに派遣する指導者の選考等について、坂本本部長と富田活動開発部会長に一任することについて諮り、これを承認。

(5) 平成 29 年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について《資料なし》

平成 29 年度活動計画及び要望予算の編成について、従来同様、各専門部会の要望等を取りまとめた後に全体的な調整を行う手順で取り進めることとし、最終的な活動計画と要望予算の取りまとめを坂本本部長に一任とする旨を事務局から説明の後諮り、これを承認。

なお、日本体育協会の公益目的事業区分の関係からこれまで「日本スポーツ少年団事業計画」としていたものを、「日本スポーツ少年団活動計画」としていることを併せて説明。

<報告事項>

(1) 平成 27 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会及び 第 2 回委員総会の議事録について《資料No.4-1~2》

議長から資料に基づき報告。

(2) 第 54 回全国スポーツ少年大会について《資料No.5》

本年 7 月 28 日から 31 日までの 4 日間の日程で、香川県において開催する第 54 回全国スポーツ少年大会の開催要項及び日程表について、去る 4 月 2 日、坂本本部長出席のもと開催された実行委員会において承認された旨、事務局から資料に基づき報告。

(3) 第 38 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び

第 13 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の終了について《資料No.6-1~2》

事務局から資料に基づき、去る 3 月 26 日から 28 日に鹿児島県鹿児島市で開催した剣道交流大会、3 月 27 日から 30 日に福岡県北九州市で開催したバレーボール交流大会について、開催県のスポーツ少年団、競技団体及び関係団体の協力を得て、無事終了したこと、及び各大会にご協力をいただいた各団体に対して感謝状を贈呈した旨を報告。

(4) 第 43 回日独スポーツ少年団同時交流日本団の団長団の決定及び

派遣団員の内定について《資料No.7-1~2》

事務局から資料に基づき、去る 3 月 4 日開催の平成 27 年度第 4 回常任委員会において、坂本本部長に一任されていた日本団の団長団について、日本スポーツ少年団委員で山形県スポー

ツ少年団の本部長である村田久忠氏を団長に、シニア・リーダースクール等の講師である梨木弓華氏を総務に、日本体育協会地域スポーツ推進部少年団課職員の駒田惇を庶務として決定した旨を報告。

また、派遣団の編成状況等について、以下のとおり報告。

- ・ これまでに参加道府県から推薦のあった指導者 10 名、団員 70、合計 80 名を内定した。
- ・ 「東北Ⅰ」グループは、当初推薦のあった団員の派遣候補者数が 2 名で、派遣基準枠に満たなかったため、派遣基準枠を超える推薦があった「北海道」グループから 1 名、「東北Ⅱ」グループの山形県から 2 名を編入し、団員 5 名として編成した。
- ・ 「九州Ⅰ」及び「九州Ⅱ」グループは推薦された派遣候補者の人数が派遣枠数に満たなかったため、ドイツ側と調整した結果、グループを統合し九州グループとして編成した。
なお、「九州」グループについては、指導者及び団員の派遣候補者が派遣基準枠に満たない状況であり、現在、「九州Ⅰ」及び「九州Ⅱ」の幹事県である福岡県と大分県を窓口として、指導者及び団員の推薦を依頼している。
- ・ 5 月初めに開催する事前研修会を経て最終選考を行った上で正式決定する。

(5) 平成 27 年度日本スポーツ少年団顕彰事業の終了について《資料No.8》

事務局から資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 3 項の定めにより、12 府県 22 名の退任指導者に対し、各県スポーツ少年団を通じ感謝状を贈呈した旨を報告。

(6) 第 31 回オリンピック競技大会(2016/リオデジャネイロ)日本代表選手団壮行会の参加者募集への協力について《資料No.9》

リオ・オリンピック競技大会における日本代表選手団壮行会の開催について、日本オリンピック委員会から参加者募集への協力について依頼があり、都道府県体育協会を通じて、全国のスポーツ少年団に案内を発送した旨を報告。

なお、次回 6 月の本委員会において、参加申込み状況等を改めて報告予定。

(7) ブロック報告について《資料なし》

- ・ 河 原 委 員 : 平成 29 年度の日中交流について、四国ブロックでの実施が予定されている(四 国) るか確認したい。
- ・ 事 務 局 : 平成 29 年度の日中団員交流の受入は中国・四国ブロックにおいて実施する予定としている。なお、中国のどの地域から派遣されるかは、今後中国側へ確認することとなる。
- ・ 土 江 委 員 : 熊本県と大分県を震源地とする地震が続発している。現在、スポーツ少年団としての状況把握はできていないが、今後、把握する段階で、スポーツ少年団としての課題も出てくると思う。日本スポーツ少年団としても何らかのご支援をいただくことについて、検討いただきたい。
- ・ 事 務 局 : 日本スポーツ少年団として、被災地への支援など対応について検討したいと考えている。対応にあたっては、日本体育協会の対応を参考に、連携して執り行いたいと考えている。なお、今後、被災状況が確認でき、次回の常任委員会前に具体的な対応を行う必要が生じた場合には、その対応について本部長および副本部長にご一任いただきたい。

(8) その他**①全国スポーツ少年団バレーボール交流大会に関する要望について**

日本小学生バレーボール連盟から以下 3 点について検討を依頼する旨の要望書が提出されたことから、今後、要望内容を含め、活動開発部会において競技別交流大会の実施形態（対象年齢や実施方法等）に関する検討を行う旨を報告。

＜日本小学生バレーボール連盟からの要望＞

1. 大会の趣旨に則り、競技方法を改める等、交流を主とした大会にしていただきたい。
2. 現在、4 年生以上の参加となっているがこの制限を緩和していただきたい。
3. 本連盟主催の大会においては男女混合の部を創設しているが、全国スポーツ少年団バレーボール交流大会においても新設していただきたい。

②公認スポーツ指導者制度の改定について

平成 30 年度からの実施を目指し、現在、日本体育協会・指導者育成専門委員会において、進めている公認スポーツ指導者制度改定の取組みについて報告。

今後、日本スポーツ少年団としても、指導育成部会を中心に早急に検討を進めていくことを確認。

＜概要＞

- ・ 去る 4 月 8 日に、指導者育成専門委員会のもとに設置された「公認スポーツ指導者制度検討プロジェクト」の第 1 回目の会議が開催された。
- ・ 検討項目の一つに、「スポーツ少年団指導者制度の整理・統合」が挙げられており、少年団課の職員が陪席した。
- ・ 今後、平成 28 年度の早い段階に案を作成し、都道府県体育協会等へ書面でのアンケートを行った上で、最終案を取りまとめ、平成 29 年 3 月には内容を決定する予定。
- ・ 平成 29 年度には、教材・テキストを作成するとともに、並行して新制度の周知を行い、平成 30 年 4 月から改定実施予定。

③スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底について

バドミントンのトップアスリートによる違法賭博行為を受け、去る 4 月 15 日に中央競技団体を対象に、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会及び日本体育協会の 5 者共同主催で「スポーツ界におけるコンプライアンスの徹底に関する会合」が開催され、鈴木大地スポーツ庁長官からスポーツ団体のコンプライアンスの徹底に向けた当面の 5 つの対策について要請があったことを報告。

＜当面の 5 つの対策＞

1. すべての強化指定選手に速やかに徹底
2. 選手に対する研修の実施
3. 行動規範等の策定・相談体制の構築及びスポーツ庁への報告
4. 選手育成の在り方の見直し
5. 団体としてのスポーツインテグリティ（高潔性）の確保

今後、日本体育協会としては、評議員会をはじめ関連する諸会議や委員会、情報誌「Sports Japan」を通じて倫理問題への対応の重要性とコンプライアンスやガバナンスの徹底について、

各加盟団体に対して働きかけを行っていくことを報告。

<主な意見>

- ・ 三 和 委 員 : 違法賭博行為を行っていたバドミントン選手が獲得していた賞金が数千
(学識経験) 万円という報道に驚いている。努力に対する報酬は当然であるが、年齢
の若い選手にとっては善悪の判断が付かないこともあるため、日本スポ
ーツ少年団に置き換えた場合、大人による指導が必要と感じた。

上記報告事項について、いずれも了承された。

<その他>

●事務局

・会議開催予定の確認

次回 6 月 3 日(金)の平成 28 年度第 2 回常任委員会について、開始時刻を 15 時に変更したこ
とを確認。

以上、14 時 54 分終了。